伊予市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱

平成28年11月25日

伊予市告示第154号

（趣旨）

第1条　この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

　（指定事業者の指定等）

第3条　市長は、法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の申請があったときは、速やかに内容を審査し、指定するものと認めたときは伊予市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）通知書（様式第1号）により、指定しないものと認めたときは伊予市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者不承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（指定の期間）

第4条　施行規則第140条の63の7の規定による市が定める期間は、6年とする。

2　指定事業者が既に訪問介護、通所介護又は地域密着型通所介護（以下この項においてこれらを「訪問介護等」という。）の指定を受けている場合は、前項の規定にかかわらず、当該指定事業者からの申出に基づき、前項に規定する期間を指定の日から訪問介護等の指定期間の満了の日までとすることができる。

（指定の拒否）

第5条　市長は、第3条に規定する事業者の指定を行うことにより、伊予市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、当該事業者の指定を行わないことができる。

　（指定事業者の変更等の届出）

第6条　施行規則第140条の62の3第2項第4号に規定する変更の届出は、当該変更があった日の翌日から起算して10日以内に行わなければならない。

2　施行規則第140条の62の3第2項第5号に規定する事業の再開の届出は、当該再開しようとする日の10日前までに行わなければならない。

　（指定事業者の指定の更新）

第7条　法第115条の45の6第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請は、指定の有効期間満了日の1月前までに行わなければならない。

2　市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、指定を更新するものと認めたときは伊予市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）通知書（様式第1号）により、指定を更新しないものと認めたときは伊予市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者不承認通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

　（指定事業者の指定の取消し等）

第8条　市長は、法第115条の45の9の規定による指定事業者の指定の取消し又は効力の停止をするときは、伊予市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者取消・停止通知書（様式第3号）により、当該指定事業者に通知するものとする。

　（事業者の標示）

第9条　指定事業者は、指定を受けたその旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示しなければならない。

（情報の提供）

第10条　市長は、第3条から第8条までの規定による指定、届出の受理若しくは指定の取り消し又は施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止若しくは休止の届出の受理をしたときは、これらの行為に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を愛媛県、国民健康保険団体連合会その他の関係機関に提供するものとする。

⑴　事業所の名称及び所在地

⑵　当該事業所の指定の申請者及び主たる事業所の所在地並びに代表者の

氏名及び住所

⑶　指定（更新を含む。）、廃止、休止及び再開の年月日

⑷　事業開始年月日又は停止の期間

⑸　運営規程

⑹　介護保険事業所番号

⑺　その他市長が適当と認める事項

（委任）

第11条　この要綱に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

2　この告示の規定による介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する必要な手続その他この告示を施行するための準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附　則（平成30年10月1日告示第126号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附　則（令和4年2月14日告示第18号）

この告示は、令和4年2月14日から施行する。

附　則（令和4年9月30日告示第184号）

この告示は、令和5年1月1日から施行する。

附　則（令和4年12月14日告示第212号）

　（施行期日）

1　この告示は、令和5年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

　（経過措置）

2　改正後の第5条の規定は、施行日以後に指定事業者の指定の申請をする者について適用し、施行日において現に指定事業者として指定を受けている者及び施行日前に指定事業者の指定の申請を行った者については、なお従前の例による。

附　則（令和6年2月13日告示第22号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条、第7条関係）

伊予市指令第　　　号

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 名称 |  |

　介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業者の（指定・指定の更新）について、次のとおり決定したので、伊予市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱（第3条・第7条第2項）の規定により、次のとおり指定する。

　　　　　年　　月　　日

伊予市長　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の名称 |  |
| 代表者の氏名 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 指定年月日 |  |
| 指定に係る有効期間 | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |
| サービスの種類 |  |

様式第2号（第3条、第7条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

伊予市長　　　　　印

伊予市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者不承認通知書

　介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の（指定・指定の更新）について、次のとおり承認しないことになりましたので、伊予市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（第3条・第7条第2項）の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の名称 |  |
| 代表者の氏名 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| サービスの種類 |  |
| 承認しない理由 |  |

備考

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊予市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊予市を被告として（訴訟において伊予市を代表する者は、伊予市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第3号（第8条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

伊予市長　　　　　印

伊予市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者取消・停止通知書

　次のとおり介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定を（取消・停止）しましたので、伊予市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱第8条の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定事業者の名称 |  |
| 代表者の氏名 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| サービスの種類 |  |
| 取消（停止）の理由 |  |
| 取消（停止）の日 |  |
| 停止の期間  （停止の場合のみ） |  |

備考

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊予市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊予市を被告として（訴訟において伊予市を代表する者は、伊予市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）